

上田市空き家セカンドユース事業補助金交付要領から要綱への改正

1 事業の概要

- (1) 令和4年度からの新規事業として開始(当初は奨励金交付要領により開始)。
- (2) 市内の空き家を市内の不動産業者が購入し、リフォームを実施した後、移住者等に賃貸物件として提供することで、「戸建て賃貸」のニーズに応える。
- (3) 報奨金として50万円を上限にリフォーム費用の2分の1の改修費用を補助。
(デジタル田園都市国家構想交付金を活用)

2 事業実績

- (1) 令和4年度は、予算額2,000千円に対し、実績なし。
- (2) 令和5年度は、予算額2,000千円に対し、執行予定は4件(2,000千円)。

	R4年度	R5年度
物件の買取り	1件	4件
入居者確定	0件	3件(残り1件は2月に執行予定)

3 改正する点 (※改正後のイメージは裏面に記載)

補助金の交付対象の定義を広げる

- (1) 空き家の売買が可能な不動産業者を市内業者だけでなく、市外業者まで拡大する。
- (2) その他物件所有者(個人投資家等)も、空き家の売買が可能とする。
- (3) 空き家所有者が貸し主となって、貸し出すことを可能とする。
(空き家所有者は賃貸借に関わるノウハウがないことから、事務業務は宅建協会にてサポートをする。)
- (4) 空き家改修費用として、「奨励金」ではなく「補助金」として支出

4 改正が必要な理由

補助金の支給の条件として、不動産業者による空き家物件の買取り及びリフォーム、賃貸借契約の全てが必要となるが、ハードルが高すぎるのがネックであり、このことが課題となっている。

5 要領から要綱へ改正する理由

補助金の交付対象の拡大(空き家を所有者も補助金交付対象者に含める)するため、新たに要綱として制定する必要がある。

6 今後の予定

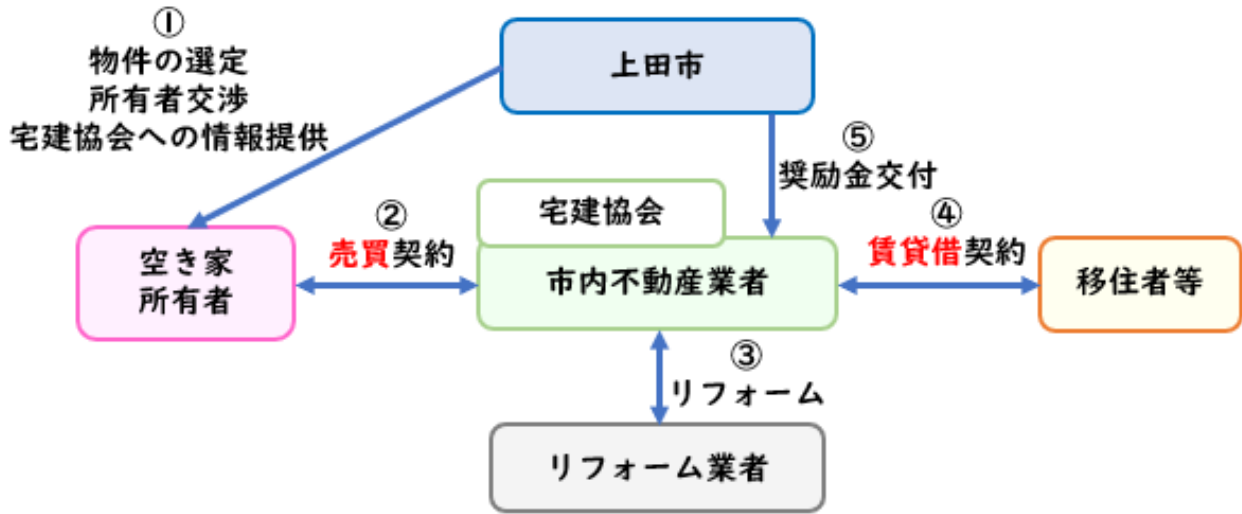
令和6年3月19日 庁内法規審査委員会幹事会付議

令和6年4月1日 施行

7 周知方法

- (1) 上田市ホームページへ掲載
- (2) チラシを作成のうえ、窓口に常設

【現在のセカンドユース事業のイメージ図】



【今後のセカンドユース事業のイメージ図】

